

鹿屋市安全・安心まちづくり推進協議会を開催



8月10日に初開催された鹿屋市安全・安心まちづくり推進協議会

市では、市民の生命、身体及び財産に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、今年1月に「鹿屋市安全・安心まちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、地域安全パトロールの推進、防犯・防災に関する講習会等の開催など安全で安心なまちづくりを推進するために協議・検討

を行う鹿屋市安全・安心まちづくり推進協議会（竹川鉄舟会長）が発足。8月10日に初めての会議が開催されました。

会では、山下市長が委嘱状を交付し、「日常生活の中で起こる犯罪等を未然に防止するためにも、市民一人ひとりが連携して地域を支えあうことが大切です。そのためにも忌たんのない意見を出してください」とあいさつ。その後、

防犯パトロール隊や自主防災組織などの取り組み状況や今後の取り組み案などについて協議が行われたほか、竹之下鹿屋警察署長が「管内における犯罪・情勢等」について講演。「地域の安全・安心を確保するために、犯罪の起こりにくい地域をつくるのが重要です」と話しました。

【問い合わせ】
市自治防災課
☎0994-31-1124



講演を行った竹之下鹿屋警察署長



委員への委嘱状交付

鹿屋市国民保護協議会を開催



8月23日に初開催された鹿屋市国民保護協議会

市では、平成16年6月に施行された国民保護法に基づき、国民の保護のための措置に関する市民の意見の聴取及び施策の総合的な推進のため、今年6月に「鹿屋市国民保護協議会条例」を施行しました。

この条例に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合の「警報の伝達、避難実施要領の策定」「救援の実施、安否情報の収集及び提

供」「避難の指示、警戒区域の設定」など重要事項の審議や市長への意見・提言、「鹿屋市国民保護計画」の策定に係る審議等を行う鹿屋市国民保護協議会（山下栄会長）が発足。8月23日に初めての会議が開催されました。

会では、山下市長が委嘱状を交付し、「安全・安心な地域社会の確保のためにそれぞれの立場から意見を出してください」とあいさつ。その後、

事務局から「国民保護法」の概要説明と、平成19年3月に予定している「鹿屋市国民保護計画」策定へ向けたスケジュールが示され、活発な協議が行われました。

【問い合わせ】
市自治防災課
☎0994-31-1124



委員への委嘱状交付